

1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・いじめられている本人からの訴え
- ・ほかの生徒や保護者からの報告、連絡
- ・教師の発見、気づき
- ・地域の人からの報告、通報
- ・いじめについてのアンケート年4回（6・9・12・2月）実施

2 初期対応

[発見者・情報集約担当者・担任・学年主任等]

- ・訴えてきた生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する。
- ・いじめた側の生徒の考え、行為を正確に把握する。
- ・第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な把握をする。
- ・報告（担任→生徒指導部長→教頭→副校長→校長）

3 いじめ問題対策委員会

校長・副校長・教頭・主幹教諭・人権教育主任・教育相談部長・生徒指導部長・情報集約担当者・養護教諭・各学年主任・関係担任・関係学年人権教育担当・関係学年生徒指導係
外部関係協力者（スクールカウンセラー）

- ・情報、事実の正確な把握と確認に努める。
- ・情報や現状認識の共有化を図る。
- ・対応について具体的に検討する。（必要に応じて学年会や生徒指導委員会を開く。）
- ・いじめの背景にあるものの本質を理解する。

4 生徒指導委員会

+関係職員

5 臨時職員会議

- (1) 情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- (2) 共通理解を図り、統一された指導に努める。

校長・副校長・教頭

- ・体制の確立
- ・保護者、地域等への対応

6 具体的な対応

※担任だけで処理せず、学年部・生徒指導主事・職員全員での対応を原則とする。（役割分担）

- ・必要に応じてPTA等にも説明し、理解と協力を依頼する。
- ・臨時保護者会(学年・学校)を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する。

専門機関・医療機関等の活用

6①生徒（被害者）

- ・心の支えになれることを第一に考える。（共感）
- ・生徒の成長を促す指導を心がける。（援助）

6②傍観者

※傍観することはいじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。

6③生徒（加害者）

- ・生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分をしっかり聞く。（理解）
- ・いかなる場合でもいじめは許されることではないことを理解させる。（指導）

保護者への連絡

- ・家庭訪問し、事実を正確に伝達（できる限り加害者側の担任も）
- ・保護者の心情の理解と共感
- ・事後の密な連携

7 学校全体の問題として考える

- いじめを許さない心情と雰囲気づくり
- ・早期発見、早期指導、継続した指導
理解 → 指導 → 支援
- ・生徒会活動の利用

保護者への連絡

- ・家庭訪問し、事実を正確に伝達
- ・保護者の心情の理解と共感
- ・生徒の更生と相手生徒との関係改善
- ・事後の密な連携

8 報告

- ・報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討等を行う。

9 指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る。